

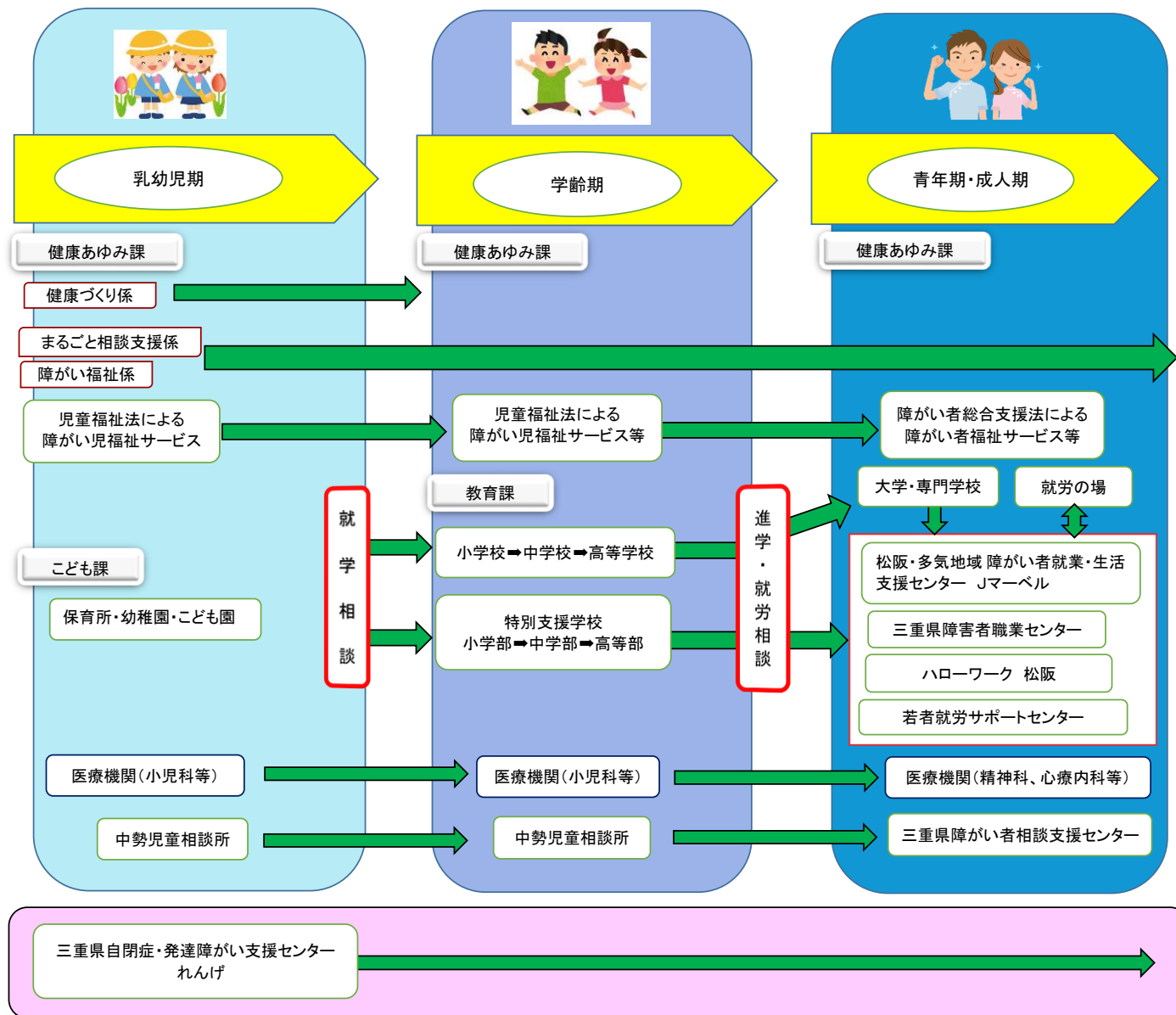
明和町子育てガイドブック

令和5年4月現在



明和町役場

ライフステージと明和町の社会資源マップ



ライフステージ

～支援のポイント～

【乳幼児期】

町の乳幼児健診を受け、保健師のフォローアップ、療育相談、早期発見、早期支援が行われる。

【就学前】

小学校入学前に、教育委員会による就学相談が行われる。

普通学級、特別支援学級、特別支援学校の中から適切な進路選択を行うために行動面、学習面をふまえた助言が必要となる。

【学齢期】

担任教師、特別支援教育コーディネーターなどに加え、郊外の関係機関と連携し支援が行われる。

【青年期・成人期】

地域生活、社会生活の安定が図られるよう、学齢期からの助言が行われる。

生活面の相談場所である福祉関係の機関と働くことの相談場所である就労機関の連携し、支援が行われる。

家庭・地域生活では、必要に応じて福祉サービスを利用する。

ライフステージをつなぐ

連携 ～役割分担と協力～

機関の垣根を越えて支援チームを作る。

移行 ～切れ目のない支援～

次のライフステージに移る際に、支援の質を保つため、事前に情報を共有するなど準備を的確に行う。

地域 ～身近な支援～

生活圏の社会資源の充実が重要。

明和町の相談窓口一覧

相談の内容	担当課	電話(0596)
★乳幼児健診や健康に関する相談(未就学児)	健康あゆみ課	52-7115
★幼稚園・保育所・認定こども園等に関する相談	こども課	52-7123
★学校不適応に関する相談 ★不登校(心理的要因など)に関する相談 ★特別支援教育に関する就学相談 ★いじめ問題に関する相談 ★就学援助に関する相談	教育課	52-7124
★手当・制度活用に関する相談	健康あゆみ課	63-5461
★児童とその家庭での育児やしつけ・養育・発達などの悩みに関する相談 ★要保護・要支援児童に関する相談 ★療育・障がい福祉サービスに関する相談 ★手帳取得に関する相談 ★就労に関する相談 ★ニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子どもや若者の相談	健康あゆみ課	52-7115

県および関係機関 連絡先一覧

子育て支援センター (P12)	おひさまひろば(保健福祉センター)	明和町馬之上944-5	52-7123
	こあら(みょうじょうこども園内)	明和町明星1060	53-0550
	いちごクラブ(明和ゆたか園2階)	明和町斎宮3535-1	080-4155-0291
	斎宮Baby room	明和町竹川160	080-3484-2681
	児童センター	明和町上村1419	52-2519
放課後児童クラブ		明和町金剛坂801-109	52-5524
ファミリーサポートセンター(こども課)		明和町馬之上945	52-7123
明和町社会福祉協議会		明和町馬之上917-1	52-7056
明和ねむの木		明和町上野435	52-0150
済生会明和病院		明和町上野435	52-0131
多気郡地域児童発達支援センター		明和町佐田633	34-7381
松阪多気地域障がい者就業・生活支援センター Jマーベル		松阪市京町508-1 101ビル4階	0598-20-8680
ハローワーク松阪		松阪市高町493-6	0598-81-0860
松阪保健所		松阪市高町138	0598-50-0532
三重県中勢児童相談所		津市一身田大古曽694-1	059-231-5666
三重県立松阪あゆみ特別支援学校		松阪市久保町1846-195	0598-30-8170
三重県立度会特別支援学校		度会郡度会町大野木1825	62-0001
三重県自閉症・発達障がい者支援センターれんげ		津市城山1丁目12-2	059-238-0002
三重県こころの健康センター(三重県津庁舎保健所棟2階)		津市桜橋3丁目446-34	059-223-5241
三重県障害者相談支援センター		津市一身田大古曽670-2	059-232-7531

妊娠がわかったら

母子健康手帳の交付

妊娠していることがわかったら、妊娠の届出を行い、母子健康手帳をもらいましょう。母子健康手帳は、妊娠期から乳幼児期までのお母さんの健康に関する大切な情報が、ひとつの手帳で管理されるものです。必要に応じて医療関係者により赤ちゃんの健康状態が記録されますので、常に持ち歩き、紛失しないようにしましょう。

出産応援交付金事業として、申請後50,000円相当を給付します。



お問合せ先：明和町健康あゆみ課
健康づくり係
(0596) 52-7115

母子健康手帳アプリ

妊婦健診の結果や、子どもの成長記録、忘れがちな子どもの予防接種もアプリで管理、お子さんの月齢に合わせたお知らせをお届けします。

母子健康手帳アプリは、地方自治体が交付する母子健康手帳の記録をデジタル化することで、一人ひとりに最適な情報を配信するアプリです。ご家庭の積極的な健康管理を促し、妊娠、出産、育児期を継続的にサポートできます。

登録はこちらのQRコードから

※アプリ利用料は無料。

通信料、パケット代はご

自身でのご負担となります。



お問合せ先：明和町健康あゆみ課
健康づくり係
(0596) 52-7115

妊婦健診

妊婦健診は、妊婦さんや赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するために行うもので、健診費用は補助制度が設けられています。妊娠中は、不安や困ることが多くあるため、つわりの対処法や日常生活の注意点など、こまめにアドバイスを受けましょう。健診を受けつつ、変化する妊娠期間をどのように過ごすか、どんな出産を希望するのか、イメージをつくるのが大切です。

県外で受診された場合は、全額自己負担でお支払い後、健診日から6か月以内に健康あゆみ課へ申請してください。妊婦7～8か月頃にアンケートを郵送し、希望の方には面談します。

◇健診内容◇

妊婦健康診査 14回

- 初回 問診・体重測定・血圧測定・尿検査・血液検査・梅毒・B型肝炎・C型肝炎・風疹等
- 2回目以降 問診・体重測定・血圧測定・尿検査・保育指導・他
- 自己負担 無料

お問合せ先：明和町健康あゆみ課
健康づくり係
(0596) 52-7115

妊婦歯科健康診査

妊娠中はつわりなどの心身の変化や、女性ホルモンの影響でむし歯や歯周病が悪化しやすくなります。歯周病が進行することで早産や低体重児出産のリスクも高まると言われています。妊娠中から歯科健診や歯みがき指導を受けお母さんと赤ちゃんの歯の健康づくりに努めましょう。

◇診査内容◇

- 対象者 明和町に住民票を有する妊婦の方
- 実施回数 妊娠中1回のみ

- 有効期間 明和町妊婦歯科医健康診査依頼票交付日から出産日の前日まで
- 自己負担 無料

お問合せ先：明和町健康あゆみ課
健康づくり係
(0596) 52-7115

赤ちゃんが生まれたら

出生届

生まれた日を含め14日以内に提出してください。届出には、出産された病院などでもらえる出産証明書、母子健康手帳が必要です。
届出は休日・夜間でもできます。ただし、出生に伴う手続きができませんので、後日手続きが必要です。



- 届出先 本籍地、出生地又は届出人の
住所地・所在地
- ※ 明和町で届出をする場合は住民ほけん課
へお願いします。
- 必要なもの ・出生証明書 ・母子健康手帳

お問合せ先：明和町住民ほけん課
戸籍住民係
(0596) 52-7114

児童手当

- 対象 中学校終了前(15歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方
- 支給額(児童1人当たり)

対 象		手当月額	所得制限世帯
3歳未満		15,000円	5,000円 ※1
3歳～ 小学校終了前	第1子、第2子	10,000円	
	第3子以降 ※2	15,000円	
中学生		10,000円	



- ※1 受給者の所得が「所得制限限度額」を超えている場合、特例給付として、月額5,000円を支給します。
また、2022年10月の支給分からは「所得上限限度額」を上回ると、特例給付の支給を停止するようになりました。
- ※2 「第3子以降」とは高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。
- 支給月 年3回、受給者の指定口座へ振り込みます。
6月(2、3、4、5月分)、10月(6、7、8、9月分)
2月(10、11、12、1月分)

お問合せ先：明和町住民ほけん課
地域福祉係
(0596) 52-7116

子ども医療費助成

出生日から中学終了前(15歳到達後の最初の3月31日)までの児童が診療を受けた場合、医療機関で支払った医療費(保険診療自己負担相当額分)を助成します。ただし、所得制限があります。児童手当に準ずるもので、必ず手続きするものになります。

お問合せ先：明和町住民ほけん課
保険年金係
(0596) 52-7116

産婦健診

産科医療機関・助産所にて産後2週間・産後1か月の2回受診することができます。県外などで受診された場合、全額自己負担での支払い後、健診日から6か月以内に健康あゆみ課へ申請してください。



◇助成金額◇

- 上限 5,000円(出産1回につき2回まで)
- ※健診費用が5,000円に満たない場合は、健診費用を上限とします。

お問合せ先：明和町健康あゆみ課
健康づくり係
(0596) 52-7115

乳児・幼児前期（～2歳頃）

ご出産おめでとうコール

産後3～5週間頃に、保健師が全ての産婦さんへ電話し、体調や育児の不安・悩みについて話を聞かせていただきます。支援の必要な家庭に対しては個別に対応させていただきます。



お問合せ先：明和町健康あゆみ課
健康づくり係
(0596) 52-7115

こんにちは赤ちゃん訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行い、支援の必要な家庭に対し適切なサービスにつなげます。

★訪問する人：保健師、看護師

子育て応援交付金事業として、申請後50,000円相当を給付します。

- ①赤ちゃんとお母さんの健康状態の確認・育児相談
- ②母子保健事業の紹介
- ③予防接種の説明

お問合せ先：明和町健康あゆみ課
健康づくり係
(0596) 52-7115

育児相談

乳幼児の保護者に対して、栄養士、保健師による育児相談や健康相談を行っています。また乳幼児健康診査において、要経過観察児の経過を観るための場ともなっています。



★毎月 1回 受付時間 午前9時30分～11時
午後1時30分～2時30分

お問合せ先：明和町健康あゆみ課
健康づくり係
(0596) 52-7115

離乳食教室

離乳食をこれから始めようと思っている方、離乳食を始めてみて、悩みのある方に、栄養士や保健師が発達の段階に応じた食事や栄養面に関してお話をさせていただきます。

お問合せ先：明和町健康あゆみ課
健康づくり係
(0596) 52-7115

乳幼児健診

乳幼児期の疾病、または発育発達の遅れ等の早期発見のため明和町では医師の診察や保健師、栄養士等の相談指導が受けられる健診を無料で実施しています。

① 4か月児健康診査・10か月児健康診査

4か月と10か月の乳児に対し、医療機関で個別に健診が無料で受けられます。

② 1歳6か月児健康診査

1歳6か月を超え、満2歳に達しない幼児を対象に身体と心の発達状況を診る健康診査と、歯科健康診査並びに育児に関する相談を行っています。

③ 3歳児健康診査

3歳を超え、満4歳に達しない幼児を対象に、身体と心の発達の状況を診る健康診査と歯科健康診査並びに育児に関する相談を行っています。健診の結果、要経過観察となった場合、保護者や園に様子確認を行っています。

お問合せ先：明和町健康あゆみ課
健康づくり係
(0596) 52-7115

乳児・幼児前期（～2歳頃）

未熟児療育医療

身体の発達が未熟なままで生まれ、入院治療を必要とする乳児に対して、その入院治療に必要な医療費を負担します。



お問合せ先：明和町健康あゆみ課
健康づくり係
(0596) 52-7115

新生児聴覚スクリーニング検査費一部助成

聴覚(生まれつき聞こえない)に問題を持つ赤ちゃんは1,000人に1～2人といわれています。早期に発見し、適切な治療・援助してあげることが、ことばの発達の上でも大切です。
町では、新生児聴覚スクリーニング検査費用の一部助成を行っています。

◇助成金額◇

●上限3,000円(新生児1人につき1回限り)

※検査費用が3,000円に満たない場合は、検査費用を上限とします。



☆新生児聴覚スクリーニング検査費一部助成実施医療機関

医療機関名	住所	電話番号
河合産婦人科	松阪市船江町3-3	0598-26-8585
済生会松阪総合病院	松阪市朝日町一区15-6	0598-51-2626
伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471-2	0596-28-2171
伊勢志摩レディースクリニック	伊勢市黒瀬町671-20	0596-21-0800
小原産婦人科	伊勢市宮後1丁目5-3	0596-28-8111
菊川産婦人科	伊勢市一之木5丁目15-5	0596-23-1515
玉石産婦人科	伊勢市御園町長屋2049	0596-22-5656
寺田産婦人科	伊勢市小木町185-1	0596-35-0311

※ 上記以外の産科医療機関で検査を受けた場合は、全額自己負担でのお支払い後、検査日から6か月以内に、健康あゆみ課へ申請してください。

お問合せ先：明和町健康あゆみ課
健康づくり係
(0596) 52-7115

予 防 接 種

種類	定期予防接種の対象者	標準的な接種期間	回数	間隔
B型肝炎	生後1歳に至るまで	生後2か月から 生後9か月に至るまで	3回	1回目から27日以上あけて2回目 1回目から139日以上あけて3回目
ヒブ	生後2か月から生後60か月(5歳)に至るまで ※接種開始年齢によって接種回数が異なります。	【初回】(接種開始月齢) 生後2か月から 生後7か月にいたるまで	3回	27日以上
		【追加】初回3回終了 7か月から13か月	1回	初回接種終了後7か月以上
小児肺炎球菌		【初回】(接種開始月齢) 生後2か月から 生後7か月にいたるまで	3回	27日以上
		【追加】初回3回終了 生後12か月から13か月	1回	初回接種終了後 60日以上かつ1歳以上
ロタ	(1価)生後6週から24週	生後2か月から	2回	27日以上
	(5価)生後6週から32週	生後14週6日までに初回接種	3回	27日以上
4種混合	生後2か月から 生後90か月(7歳6か月)に至るまで	【初回】 生後2か月から 生後12か月に至るまで	3回	20日以上
		【追加】 初回3回終了後 12か月から18か月に至るまで	1回	初回3回終了後6か月以上
BCG(結核)	生後1歳に至るまで	生後5か月から 生後8か月に至るまで	1回	
MR (麻しん、風しん、 2種混合)	【第1期】 生後12か月から 生後24か月に至るまで		1回	
	【第2期】 5歳以上7歳未満で 小学校就学前の1年間		1回	
水痘 (みずぼうそう)	生後12か月から 生後36か月(3歳)まで	【1回目】 生後12か月から生後15か月まで	1回	
		【2回目】 1回目終了後から 6か月から12か月经過後	1回	1回目終了後3か月以上
日本脳炎	【第1期】 生後6か月から 生後90か月(7歳6か月)まで	【初回】 3歳から4歳に達するまで	2回	6日以上
		【追加】 4歳から5歳に達するまで	1回	初回2回終了後6か月以上
	【第2期】 9歳以上から13歳未満	9歳から10歳に至るまで	1回	
DT (ジフテリア、破傷風、 2種混合)	11歳以上13歳未満	11歳から12歳に至るまで	1回	
ヒト パピローマ ウイルス	中学1年生～ 高校1年生の女子	【2価】中学1年生	3回	1回目から1か月あけて2回目 1回目から6か月あけて3回目
		【4価】、【9価】中学1年生	3回	1回目から2か月あけて2回目 1回目から6か月あけて3回目

お問合せ先：明和町健康あゆみ課
健康づくり係
(0596) 52-7115

幼児後期（～6歳頃）

専門相談

1歳6か月健診や2歳半のきょうしつ等で発達が気になる幼児や育児不安のある保護者に対し、臨床心理士による専門相談を行っています。

★対象年齢1～3歳

★毎月 1回 午前中（2歳半のきょうしつと同日）

お問合せ先：明和町健康あゆみ課
まるごと相談支援係
（0596）52-7115

2歳半のきょうしつ

2歳半の幼児を対象に、身体計測や発達、栄養、歯に関する話、親子あそびなどを行っています。



★毎月 1回 午前9時30分～11時

2歳6か月に達した方に個別に案内しています。
栄養士・保健師による育児相談

お問合せ先：明和町健康あゆみ課
健康づくり係
（0596）52-7115

2歳児歯科健康診査・フッ素塗布助成

1歳6か月から3歳の間にむし歯が増えるお子さんが多いです。そこで、2歳半のきょうしつ対象となる方に、無料で使える「2歳児歯科健康診査受診券・フッ素塗布助成券」を配布します。

○対象年齢 2歳半～3歳誕生日の前日まで

○実施回数 1回

お問合せ先：明和町健康あゆみ課
健康づくり係
（0596）52-7115

ステップ教室

1歳6か月児健診等で発達が気になる幼児や育児不安のある保護者に対し、ステップ教室を開催しています。親子がふれあい、からだ全体を使ったいろいろな遊びを経験しコミュニケーション意欲を育て、発達を促す場となっています。

また、保護者の相談や情報提供を行ったり、言語聴覚士による個別相談を行っています。

★対象年齢：1～3歳

★毎月 1回午前中

お問合せ先：明和町健康あゆみ課
健康づくり係
（0596）52-7115

CLM(チェックリストin三重)

あすなろ学園（現在三重県立子ども心身発達医療センター）が開発したアセスメントツールです。

保育所、幼稚園に通う発達が気になる子どもに対して、具体的な支援を行っています。

お問合せ先：明和町こども課
こども支援係
（0596）52-7123

幼稚園・保育所・認定こども園

幼稚園

- 対象年齢 3歳児～5歳児(利用には保護者の就労などの条件はありません)
- 教育時間 8:30～14:00(預かり保育 14:00～16:30)

施設名称

区分	施設名	電話番号	所在地
公立	斎宮幼稚園	0596-52-1908	明和町大字竹川160

※入園を希望される方は、幼稚園に直接ご相談ください。
※斎宮幼稚園は令和6年3月末で閉園します。

お問合せ先：明和町こども課
こども支援係
(0596) 52-7123



保育所

保護者が仕事や病気などのため家庭内で保育することができない0歳から就学前までのお子さんをお預かりする施設です。

- 対象年齢 生後6か月～5歳児
- 保育時間
 - ◆短時間保育 8:30～16:30
(延長保育 7:00～8:30、16:30～19:00)
 - ◆標準時間保育 7:00～18:00 (延長保育 18:00～19:00)

お問合せ先：明和町こども課
こども支援係
(0596) 52-7123

施設名称

区分	施設名	電話番号	所在地
公立	ささふえ保育所	0596-55-3857	明和町大字佐田273

※令和8年4月1日に移転予定です。



認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。保護者の就労状況が変わっても同じ園に通い続けられます。保育認定の場合の利用時間・保育を必要とする事由は保育所と同じです。

- 対象年齢 幼稚園部は3歳児～5歳児、保育所部は私立:生後8週～5歳児 公立:生後6か月～5歳児
- 保育時間
 - (幼稚園部) ◆教育時間 8:30～14:00(預かり保育 14:00～16:30)
 - (保育所部) ◆短時間保育 8:30～16:30(延長保育 7:00～8:30、16:30～19:00)
 - ◆標準時間保育 7:00～18:00(延長保育 18:00～19:00)

施設名称

区分	施設名	電話番号	所在地
公立	みょうじょうこども園	0596-53-0500	明和町大字明星1060
公立	みどりこども園	0596-52-2706	明和町大字上村103
私立	明和ゆたか園	0596-53-2020	明和町大字斎宮3535-1
私立	第2明和ゆたか園	0596-72-8851	明和町大字佐田924-95
私立	いつきのみやこども園	0596-72-8950	明和町大字竹川1071

※各施設の位置図はP11をご覧ください。

お問合せ先：明和町こども課
こども支援係
(0596) 52-7123

一時預かり事業、病児及び病後児保育事業

一時預かり事業

明和ゆたか園で、一時預かり事業を行っています。
町内にお住まいのお子さんを対象に、未就学児をもつ保護者の方ならどなたでもご利用いただけます。
仕事や介護、シフト制パートやアルバイトなどで断続的に家庭で育児ができない場合に一時的にお子さんをお預かりします。

利用日	月～金曜日(祝日を除く)
利用時間	1日(9:00～17:00)
利用料金	■0歳児/3,000円 ■1・2歳児/2,500円 ■3歳児以上/2,000円
対象児童	未就園児で0歳～就学前のお子さま

※初めてご利用になる場合は、事前に登録が必要です。事前登録等は直接「明和ゆたか園」までお願いします。また、事前に園でお子さまの様子をみさせていただいて、お預かりができるか判断させていただきます。



お問合せ先：社会福祉法人 豊津児童福祉会 明和ゆたか園
住所 明和町大字斎宮3535-1
(0596) 53-2020

病児及び病後児保育事業

保護者の子育てと就労の両立を支援し、保育所、小学校などに通所中の児童等が、いまだ病気の回復期に至らない場合、または病気の回復期にあつて集団保育を受けることが困難な場合、一時的にお預かりする事業です。

※診察の結果、預かることができない場合があります。

実施施設

施設名	住所	連絡先	利用日時	利用料1日
おおはし小児科 総合託児施設「アリス」	松阪市 大足町671-2	0598-21-7722	午前8時30分～ 午後5時	2,000円
病児・病後児施設「ミー」 安田小児科併設	松阪市 上川町2194-3	0598-28-8832	午前8時30分～ 午後5時	2,000円
病児保育「エンゼル」 神田小児科併設	伊勢市 河崎1丁目12-12	0596-22-4545	午前8時30分～ 午後5時30分	1,500円

◇事前登録・利用申込は直接施設に問い合わせてください。

◇利用定員：1日4人

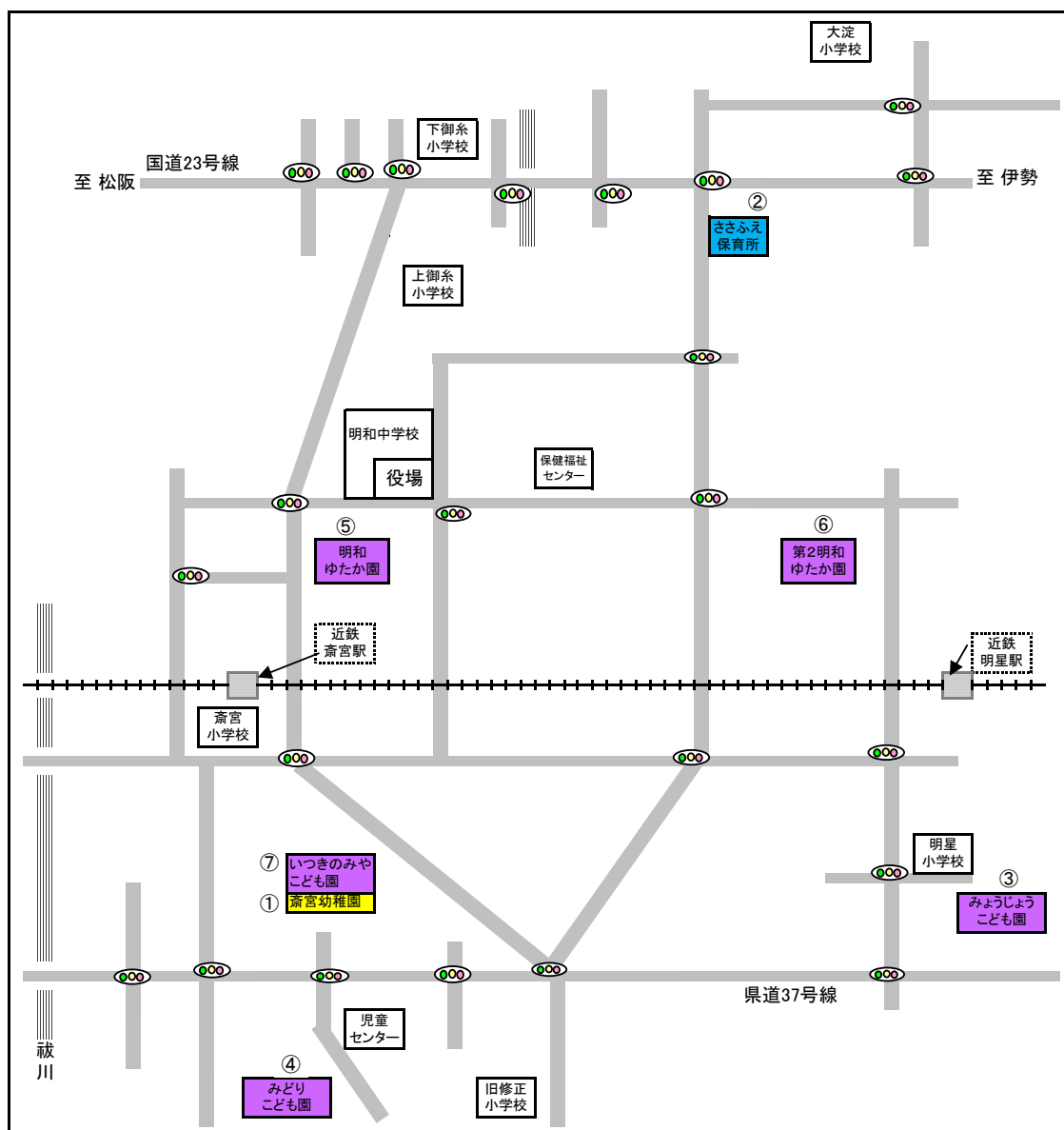
◇利用日時：木曜日は、前日利用者のみ。

◇診察時間、休診日があります。保育時間については、事前に利用施設にお問い合わせください。



お問合せ先：明和町こども課
こども支援係
(0596) 52-7123

認定こども園・保育所・幼稚園 位置図



区分	公私	No.	名 称	所在地	電話番号	入所対象児
幼稚園	公立	①	斎宮幼稚園	竹川160	52-1908	3歳児～5歳児
保育所	公立	②	ささふえ保育所	佐田273	55-3857	0歳児～5歳児
認定こども園	公立	③	みょうじょうこども園	明星1060	53-0500	
	公立	④	みどりこども園	上村103	52-2706	
	私立	⑤	明和ゆたか園	斎宮3535-1	53-2020	
	私立	⑥	第2明和ゆたか園	佐田924-95	72-8851	
	私立	⑦	いつきのみやこども園	竹川160	72-8950	

子育て支援センター

○子育て支援センターとは？

子育て中の保護者に、子育てが楽しくなるような情報交換や相談を行っています。親子が自由に遊べる場となっています。

※明和町には5か所あります。
(内、1か所は児童センターと兼ねています。)

- ①育児不安の解消の糸口の場合
- ②保護者同士の話し合いの場合
- ③色々なあそびのヒントが見つかる
- ④友達づくりの場合
- ⑤いろいろな玩具や遊具で遊べる
- ⑥自分の子の成長を確かめる



子育て支援センター『おひさまひろば』

- ★対象児童:0歳から未就園児
- ★利用日:不定期(ホームページ等に掲載)
9:00~正午/13:00~15:00
- ★利用料:無料
- ★場所:明和町保健福祉センター2階和室



お問合せ先: 明和町こども課
こども支援係
(0596) 52-7123

子育て支援センター『いちごくらぶ』

- ★対象児童:0歳から未就園児
- ★利用日時:月~金曜日(年末年始等の休みあり)
9:00~14:00
- ★利用料:無料
- ★場所:明和町斎宮3535-1 明和ゆたか園2階



お問合せ先: 明和ゆたか園
(080) 4155-0291

子育て支援センター『こあら』

- ★対象児童:0歳から未就園児
- ★利用日時:月~金曜日(年末年始等休み有)
9:00~正午/13:00~15:00
- ★利用料:無料
- ★場所:明和町明星1060 みょうじょうこども園内

お問合せ先: みょうじょうこども園
(0596) 53-0550

子育て支援センター『児童センター』

- ★対象児童:0歳から中学校3年生まで
- ★利用日時:月~土曜日(年末年始等の休みあり)
9:00~16:30
- ★利用料:無料
- ★場所:明和町上村1419 TEL (0596)52-2519



お問合せ先: 明和町こども課
こども支援係
(0596) 52-7123

子育て支援センター『斎宮Babyroom』

- ★対象児童:0歳から未就園児
- ★利用日時:月~金曜日(年末年始等の休みあり)
9:00~14:00
- ★利用料:無料
- ★場所:明和町竹川160

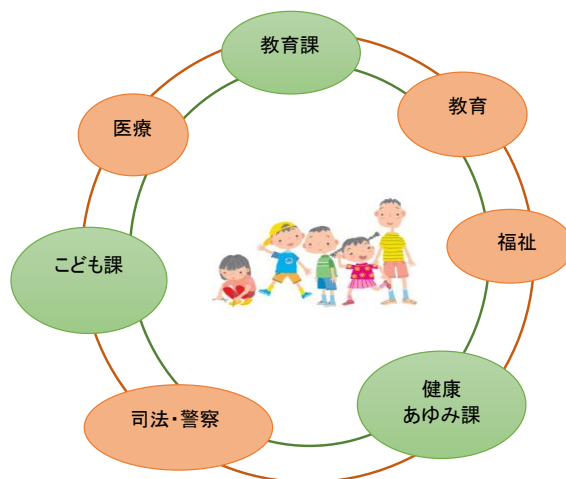
お問合せ先: 斎宮Babyroom
(080) 3484-2681

※ すべての子育て支援センターにおいて、行事の参加費や活動費などをいただく場合があります。

明和町子ども発達支援ネットワーク めばえネット

○めばえネットとは？

発達障がいを含む全ての障がいのある幼児・児童生徒及び教職員・保護者への相談体制を充実し、一人一人のニーズに応じた適切な支援を行います。



ことばの相談

言語聴覚士による言葉の相談を行っています。言葉が出るのが遅い、吃音、構音障害があるなど気になる事があればご相談ください。

★対象者

- ①ことばの遅れや発音、吃音など言葉によるコミュニケーション面で気になるところのある保護者等
- ②保育所や幼稚園、学校で支援をする担当職員

★場所：保健福祉センター（1階診察室）



お問い合わせ先：明和町健康あゆみ課
まるごと相談支援係
(0596) 52-7115

巡回相談

巡回相談員による各種相談・発達検査を行っています。子どもの発育・成長の課題及び発達の遅れを早期に発見し、支援の内容と方法を見出します。また、子どもたちの心身ともに健康な生活を確保し、生活や教育の場で安心して生活できるような支援体制の充実を図ります。

★対象者

幼児・児童・生徒及び保護者、保育士、幼稚園教諭、小・中学校教職員

★相談場所

幼稚園、保育所、こども園、小・中学校、保健福祉センターなど

★相談種類

- ①保育士・教員相談
- ②保護者相談
- ③発達検査（保護者の承諾が必要）

★提出書類

記入した巡回相談申込用紙を健康あゆみ課へ提出してください。



お問い合わせ先：明和町健康あゆみ課
まるごと相談支援係
(0596) 52-7115

町内病院・関係機関

小児発達外来

発達に心配があるお子さんや訓練が必要なお子さんに対する観察を行っています。

発達面で様々な心配がある、気になるお子さんについて保護者に児童の特性を理解してもらい、特性に合わせて関わることで親子ともに気持ちが安定し、子育てが楽しめ、社会の中で自分に自信が持てるようになることを目的としています。

★対象年齢

- ・小学校2年生までの乳幼児、児童



★受診方法

- ・完全予約制 医療連携センターへ連絡ください。
- ・医療機関からの紹介状が必要です。
- ・町や学校等からの紹介でも可能ですが、担当者から小児科へ電話連絡ください。

お問合せ先：済生会明和病院
(0596) 52-0131
地域医療連携センター
(0596) 52-1788

小児外来リハビリ

脳性麻痺等による運動障害や関節拘縮、摂食嚥下の困難、構音障害(発音の問題)、協調運動障害等に対し、理学療法と作業療法、言語療法を行っています。人口呼吸器を含む高度の医療的ケアの必要なお子さんも受け入れています。

★対象年齢

- ・脳性小児麻痺等による運動障害や関節・変形等、摂食嚥下障害については18歳まで。
- ・構音障害、協調運動障害、コミュニケーション訓練等は小学2年生くらいまで。



★受診方法

- ・完全予約制 医療連携センターへ連絡ください。
- ・医療機関からの紹介状が必要です。
- ・町や学校等からの紹介でも可能ですが、担当者から小児科へ電話連絡ください。

お問合せ先：済生会明和病院
(0596) 52-0131
地域医療連携センター
(0596) 52-1788

児童発達支援センター

★4つの支援

- ①児童発達支援
個々の発達状況に応じた療育を行います。
- ②保育所等訪問支援
保育所、学校などに訪問し専門的な支援を行います。
- ③専門相談支援(多気郡にお住まいの方のみ)
子どもの発達、困りごと、家庭での様子、進路などについて相談を受け、必要な支援を行います。
- ④ペアレントプログラム
子どもの育ちを親子で学びます。親子の触れ合いを通じて、よりよい親子関係を作ります。

★対象年齢

- ・児童発達支援—未就学児
- ・保育所等訪問支援—小学6年生までの児
- ・専門相談支援—18歳未満の児



お問合せ先：
多気郡地域児童発達支援センター
(0596) 34-7381

学童期（小学1年生～小学6年生）

放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、昼間保護者が不在のご家庭の児童や入所が必要と認められる児童に家庭と地域の連携を図りながら年間を通して「適切な遊びと生活の場」を提供するものです。明和町放課後児童健全育成事業実施要項に基づき、町内小学校区の児童クラブをシダックス大新東ヒューマンサービス(株)が運営しています。

対象児童	主に保護者が昼間不在である家庭の小学1年生から6年生
保育時間	通常保育：下校～17:30 ①延長保育：17:30～18:00 ②延長保育：18:00～19:00
保育料金	通常保育：月5,000円 ①延長保育：月1,000円 ②延長保育：月1,000円

※土曜保育や長期休業も行っています。保育料は別途あり

※毎月の保育料の兄弟姉妹割引・ひとり親家庭減免制度

◆兄弟姉妹割引・・・2人目は2,500円(半額割引)

3人目は1,500円(3,500円の割引)

◆ひとり親家庭の減免・・・児童扶養手当証をお持ちのご家庭は
通常保育料が2,000円(3,000円の減免)



お問合せ先：シダックス大新東ヒューマン
サービス株式会社
(052) 857-0085

放課後子ども教室

小学生を対象に、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)作りを目的とし、地域ボランティアの協力により、学習や様々な体験の機会を提供しています。学校の特別教室等を利用し、平日は児童クラブと連携を図り行っています。「放課後子ども教室」のほかにも、土曜日に「土曜教室」、長期休暇中(夏休み)には「ちゃれんじきっず」を開催しています。時間はおおむね1～2時間程度です。

《教室内容》

施設・項目	時間帯	教室名
なりひらちゃれんじきっず(大淀小学校)	放課後	囲碁教室、太鼓教室、競技かるた
あさひちゃれんじきっず(上御糸小学校)	放課後	囲碁教室
みいとちゃれんじきっず(下御糸小学校)	放課後	ミニバスケット
さいくうちちゃれんじきっず(斎宮小学校)	放課後	卓球教室、みんなでチャレンジ!
みょうじょうちゃれんじきっず(明星小学校)	放課後	こどもひろば
めいわちゃれんじきっず	不定期	はなあそび、ちぎり絵教室、ことばあそび
夏休みちゃれんじきっず	夏休み	夏休みの宿題等
土曜教室	土曜日	大学生主導の教室(おひなさま作り、スライム作り、クリスマスキャンドル作り、モザイクキャンドル作り、ランタン作り等)



お問合せ先：明和町こども課
こども支援係
(0596) 52-7123

学童期（小学1年生～中学3年生）

就学援助制度

この制度は、お子さまが町内の小学校・中学校に通学するうえで、「経済的な理由によりお困り」の保護者に対して、給食費・学用品費・修学旅行費などを援助するものです。

- 援助対象：町内の小学校・中学校に就学するお子さまがいる世帯で、生活保護世帯に準ずる程度「生活に困窮」しており、特に必要と認められる保護者。（ただし、生活扶助基準額の見直しに伴い、認定基準を変更させていただく場合があります。）
- 援助内容：次表のとおり（金額は未定（国の予算単価が未定のため））
※参考：「令和5年度4月認定」の援助額（生徒・児童1人あたりの年額）

単位：円/年



学年	給食費	学用品費等	新入学児童生徒学用品費等	修学旅行費
小1	45,100	11,630	54,060	-
小2～小5	45,100	13,900	-	-
小6	45,100	13,900	-	実 費
中1	47,300	22,730	63,000	-
中2	47,300	25,000	-	-
中3	43,000	25,000	-	実 費

- 申請方法：明和町教育委員会、町内各小学校・中学校に備えてある所定の用紙に、必要事項を記入し、教育委員会へ提出してください。
※税の申告をされていない方は審査ができませんので、確定申告を行ってください。
- 申請先：明和町教育委員会 教育課（明和町役場2階）
- 受付期間：毎年2月上旬～4月末（土・日曜日、祝日は除きます）
※上記受付期間後も随時受け付けますが、5月以降は支給額が減額になります。
- 認否の決定：6月下旬（予定）
※参考：次表は、おおよその認定基準（あくまでも目安です。世帯構成・年齢等で基準額は変わります。）

世帯構成	所得額
2人世帯：父(35歳)、子(小1)	170万円
3人世帯：父(35歳)、母(35歳)、子(小1)	230万円
4人世帯：父(35歳)、母(35歳)、子(中1)、子(小4)	290万円

お問合せ先：明和町教育課
教育総務係
(0596) 52-7124

明和学びの里

中学生を対象に、自習学習の場を提供する夜間学習塾【明和学びの里】を開催しています。申込は中学校を通じて年2回行っています。

1 【明和学びの里】とは

- 地域の方々や、大学生等の協力により自習補助や個別指導を行います。生徒が家庭での学習習慣を身につけていくことを目的としています。
- 生徒と地域の方々のつながりの場として、生徒の地域に対する愛着心や主体性の向上などを培っていきます。
- 地域の方々に生徒の応援団として関わり成長を見守っていただくことにより、生徒の健全な育成を進めています。

2 実施場所 明和の里

3 実施期間 6月から3月までの毎週月曜日（祝日を除く）

4 時間 19:00～21:00



・19:00～ 1限目
・19:50～ 休憩
・20:00～ 2限目
・20:50～ 後片付け

- ★対象 明和中学校 1年生～3年生
- ★申込が必要です。
- ★利用料金 3,000円/半期

お問合せ先：明和町こども課
こども支援係
(0596) 52-7123

ファミリー・サポート・センター

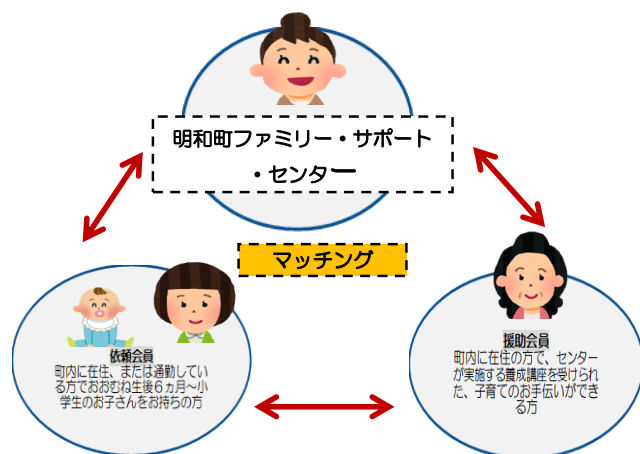
ファミリー・サポート・センター

子どもを持つ家庭を支援することを目的としています。子育てを助けてほしい人(依頼会員)にアドバイザーがその要望を聞き、子育てのお手伝いができる人(援助会員)を紹介する相互援助の会員組織(有償ボランティア)です。

事前に講習会を受けて登録いただいた援助会員さんと条件の合う依頼会員さんが、お子さんを交え、事前の打ち合わせをした後、相互の信頼と了解の上で、お子さんの園や学校、塾への送迎や、預かりなどを支える支援事業です。

～こんな援助をしています～

- 保育所・学童に送迎できない
- 保育所・学校などはお休みだけど、仕事は休めない
- 少し子どもと離れてリフレッシュしたい
- 外出のときに子どもを連れていけない



★利用について

事前に登録が必要になります。
登録は無料です。

★対象: おおむね生後6か月～小学校6年生

★利用料金

利用時間	利用料金 1時間
平日: 午前8時～午後6時まで	700円
平日の上記以外の時間	800円
土・日曜、祝日、年末年始 (12月29日～翌年1月3日) 午前8時～午後6時まで	800円
土・日曜、祝日、年末年始の 上記以外の時間	900円

お問合せ先: 明和町ファミリー・サポート・センター
(明和町こども課内)
(0596) 52-7123

乳幼児期～青年期（～18歳頃）

児童相談所

児童相談所は、児童福祉法に基づいて三重県が設置する児童福祉の専門機関です。

児童相談所では、専門のスタッフが18歳未満の子どもに関するさまざまな問題について、ご家族・子ども本人・関係機関及び地域住民からの相談を受け、ともに考え、それぞれの子どもや家庭の状況に合った援助を行っています。

★相談内容

- * 家庭での養育が困難な子どもについての相談
- * 子どもの虐待についての相談
- * 子どもの発達や障がいについての相談
- * 子どもの性格行動やしつけについての相談
- * 非行についての相談
- * 里親についての相談
- * その他、子ども・子育てに関する相談

★相談日: 月～金曜日

(年末年始、祝祭日を除く)

8:30～17:15

お問合せ先: 三重県中勢児童相談所
(059) 231-5666

乳幼児期～青年期（～18歳頃）

パーソナルファイルの配布

支援の必要な子どもに対し、情報をスムーズに引き継ぐためのツールです。

これまでの経過、子どもの得意なこと、苦手なこと、受けてきた支援など情報を一つにまとめておくことで教育相談や進学・転校、支援者が変わっても継続した支援が受けられるようにするためのものです。



お問合せ先：明和町教育課
教育総務係
(0596) 52-7124

就学支援について

子どもひとりひとりの持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うことを目指して、「もっとも望ましい教育環境」はどこかを検討し、総合的に判断する「就学支援」を行っています。

子どもの教育的ニーズにより様々な学習の場があります。就学支援を希望される保護者は、事前に学校と相談のうえ見学をすることをおすすめします。

- ★就学支援に関するガイダンス
- ★就学支援申請書の提出



お問合せ先：明和町教育課
教育総務係
(0596) 52-7124

スクールソーシャルワーカーによる教育相談

青少年やご本人やご家族が抱える様々な悩みについて、スクールソーシャルワーカーが電話や来所を通じて相談を受けています。特に不登校について学校と連携して早期学校復帰への支援をします。

- ★電話相談
- ★来所相談

- ★受付時間：8:30～17:00
電話であらかじめお問い合わせください。

お問合せ先：明和町教育課
教育総務係
(0596) 52-7124

児童発達・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

発達が気になる子どもや障がいのある子どもたちを受け入れ、日常生活の基本動作の指導や集団生活に適應するために必要なことを目的としています。障がい福祉サービスです。



- ★障がい福祉サービスです。申請が必要です。
- ★療育手帳や障害手帳がなくても、診断書等があれば申請が可能です。

お問合せ先：明和町健康あゆみ課
障がい福祉係
(0596) 63-5461

乳幼児期～青年期（～18歳頃）

特別支援学校のコーディネーターによる幼児、児童生徒についての指導・支援

特別支援学校では、センター的機能による支援を行っています。特別な支援を必要とする子どもについて相談や授業等への指導・助言、研修会への講師派遣を行っています。

また、就学に関して、特別支援学校見学や教育相談・就学相談を行っています。

- ・知的障がい等に関しては、三重県立松阪あゆみ特別支援学校
- ・肢体不自由等に関しては、三重県立度会特別支援学校

★対象：何らかの障がいがある、疑われている、または、学習面で気になる幼児～児童生徒、その保護者、関係者

お問合せ先：明和町教育課
教育総務係
(0596) 52-7124

松阪市適応指導教室 鈴の森教室

心理的要因で、学校に行きたくても行けない子どもたちに対し、安心できる居場所を与え、集団生活改善指導、自立支援活動を通して、自立心・社会性を高め、集団への適応力を育むことを目標にしています。



★対象：心理的要因などにより登校できない松阪圏内の小中学校在籍の児童生徒で、適応指導教室における指導が望ましいと教育委員会が審議し決定した児童生徒。

お問合せ先：明和町教育課
教育総務係
(0596) 52-7124

三重県自閉症・発達障害支援センターれんげ

自閉症・発達障害に関する専門の相談先です。自閉症や発達障害のご本人や家族への療育、教育、福祉、就労などの相談に相談員が対応しています。

- ★利用料金 無料
- ★利用時間 平日（年末年始を除く）
9:00～17:00

★電話でご予約お願いいたします。

お問合せ先：三重県自閉症・発達障害
支援センターれんげ
(059) 238-0002

若者就労サポートセンター

就労サポートセンターでは、様々な悩みを抱え学校へ通えない、働くことができない、外出できない等社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者の相談対応をします。

相談員がお話を聞き、それぞれの状況に合わせてこれらの支援と一緒に考え、必要に応じて関係機関と連携しながら、自立へのステップへとつなげていきます。

★支援対象：社会生活を円滑に営む上での「困難」をかかえている方とその家族、関係者

★相談日時：月～金曜日 9:00～18:00

お問合せ先：津サポートセンター
(059) 271-9333
伊勢サポートセンター
(0596) 63-6603

ひとり親家庭への支援

児童扶養手当

父または母のいない家庭や、父または母が一定の障がいの状態にある家庭の児童(18歳到達後最初の3月31日まで)を養育している父もしくは母、又は父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。ただし、所得制限があります。手当を受け取るためには申請が必要です。



支給額(児童一人あたり)全部支給の場合(R5.4月時点)

対象児童	手当月額
1人目(本体額)	44,140円
2人目加算額	10,420円
3人目以降の加算額	6,250円

※ご本人または同居の親族の所得が一定以上ある場合や、遺族年金など他の公的年金を受給している人は支給額が減額されたり、0円になる場合があります。

お問合せ先：明和町住民ほけん課
地域福祉係
(0596) 52-7116

一人親家庭等医療助成

父または母のいない家庭で、18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育する母又は父と子が診療を受けた場合、医療機関で支払った医療費(保険診療自己負担相当額分)を助成します。ただし、所得制限があります。

お問合せ先：明和町住民ほけん課
保険年金係
(0596) 52-7116

母子父子寡婦福祉資金の貸し付け

母子父子家庭や寡婦のみなさんの自立と生活の安定のために、事業資金・修業資金・就学資金・技能修得資金などの必要な資金を融資する三重県の制度があります。



お問合せ先：明和町住民ほけん課
地域福祉係
(0596) 52-7116

母子生活支援施設への入所

配偶者のいない母と子、またはこれに準ずる事情のある母と子で、養育すべき児童の福祉に欠ける母と子が入所できます。ただし、収入の状況によって費用負担があります。



お問合せ先：多気度会福祉事務所
(0596) 27-5139
明和町健康あゆみ課
まるごと相談係
(0596) 52-7115

手当・給付等について

特別児童扶養手当の支給

身体や精神に政令で定める程度の障がいがある20歳未満の児童の父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人に対して支給されます。ただし、所得制限があります。(事前にご相談ください。) 手当を受け取るためには申請が必要です。

支給額(児童一人あたり)(R5.4月時点)

等級	手当月額
1級(重度)	53,700円
2級(中程度)	35,760円

※重度の障がいがある場合は、障害児福祉手当も対象となります。



お問合せ先：明和町住民ほけん課
地域福祉係
(0596) 52-7116

障害児福祉手当

日常生活において常時の介護を必要とする在宅重度障がい児(20歳未満)の方に支給されます。ただし、所得が一定基準を超える人、障がいを支給事由とする年金などを受けている人は除きます。対象児の障がいの範囲と程度があります。

お問合せ先：明和町健康あゆみ課
障がい福祉係
(0596) 63-5461

未熟児養育医療費給付

身体の発達が未熟なまま生まれ入院を必要とする未熟乳児に対して、入院治療に必要な医療費を公費で負担します。(所得に応じて自己負担金があります。)

お問合せ先：明和町健康あゆみ課
健康づくり係
(0596) 52-7115

障がい者医療費の助成

心身に障がいがある方に、病院等で支払った医療費の自己負担相当分を助成する制度です。
※所得制限あり

★助成対象者

- * 身体障害者手帳1～4級の方
- * 療育手帳をお持ちの方
- * 精神障害者保健福祉手帳1級の方(通院費自己負担分)
- * 精神障害者保健福祉手帳2級の方(通院費自己負担相当分の2分の1)



お問合せ先：明和町住民ほけん課
保険年金係
(0596) 52-7116

育成医療の支給(自立支援医療費)

18歳未満の身体に障がいがある児童に対して治療(特に手術)を行う場合に、指定医療機関における医療費の自己負担分が1割(月額上限設定あり)となります。

★対象者

- * 障がいや病気により、将来障がいを残すおそれのある18歳未満の児童

お問合せ先：明和町健康あゆみ課
障がい福祉係
(0596) 63-5461

手当・給付等について

更生医療の支給(自立支援医療費)

身体に障がいがある方に、指定医療機関における医療費の自己負担分が1割(月額上限設定あり)となります。

★対象者

- * 身体障害者手帳をお持ちの方で、確実な治療効果が期待できる方

お問合せ先：明和町健康あゆみ課
障がい福祉係
(0596) 63-5461

精神通院医療費の支給(自立支援医療費)

精神的な病気を指定医療機関の外来等で治療している方に対し、認定されると医療費の自己負担分が1割(月額上限設定あり)となります。



お問合せ先：明和町健康あゆみ課
障がい福祉係
(0596) 63-5461

小児慢性特定疾病医療費助成制度

18歳未満の患児に対し、下記の疾患について対象基準を満たした場合、医療費を公費で負担します。(所得に応じて、一部自己負担金があります)

なお、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満まで延長することができます。

- | | | |
|--------------------|----------|----------|
| ①悪性新生物 | ②慢性腎疾患 | ③慢性呼吸器疾患 |
| ④慢性心疾患 | ⑤内分泌疾患 | ⑥膠原病 |
| ⑦糖尿病 | ⑧先天性代謝異常 | ⑨血液疾患 |
| ⑩免疫疾患 | ⑪神経・筋疾患 | ⑫慢性消化器疾患 |
| ⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 | ⑭皮膚疾患 | |
| ⑮骨系統疾患 | ⑯脈管系疾患 | |



お問合せ先：三重県松阪保健所
地域保健課
(0598) 50-0532

装具の交付・修理

身体障害者手帳を持っている人は、障がいのある身体機能を補うため、障がいに応じて車いす、補聴器などの交付・修理が受けられます。費用は、世帯の所得状況に応じて、一部負担していただく場合があります。

お問合せ先：明和町健康あゆみ課
障がい福祉係
(0596) 63-5461

日常生活用具の給付

重度の障がいがある方に、日常生活を容易にするための用具類を給付します。費用は、世帯の所得状況に応じて一部負担していただく場合があります。

★対象者

- * 身体障害者手帳をお持ちの方
- * 療育手帳をお持ちの方
- * 難病患者



お問合せ先：明和町健康あゆみ課
障がい福祉係
(0596) 63-5461

手帳について

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいがある方が、各種の公的なサービスを受けるために必要となるものです。

身体障害者手帳には、障がいの程度により1級から6級までの等級の区分があります。等級は、三重県などにより指定された医師の意見を参考にして、三重県知事が決定します。



★手帳の交付には申請が必要です。
健康あゆみ課障がい福祉係に申請書・診断書の用紙があります。
診断書は、病院で記入していただきますが、診断書作成料は、自己負担となります。

お問合せ先：明和町健康あゆみ課
障がい福祉係
(0596) 63-5461

療育手帳

知的障がいのある方が、各種の援助や相談を受けやすくするため、三重県知事が「療育手帳」を交付しています。

療育手帳には、障がいの程度により、A1(最重度)・A2(重度)・B1(中度)・B2(軽度)の区分があります。

★手帳の交付には申請が必要です。
申請書は健康あゆみ課障がい福祉係で配布しております。

★18歳未満の場合は三重県中勢児童相談所(059-231-5666)、18歳以上の場合は、三重県障がい者相談支援センター(059-232-7531)の実施する巡回相談で判定を受けていただくことが必要となります。



お問合せ先：明和町健康あゆみ課
障がい福祉係
(0596) 63-5461

精神障害者保健福祉手帳

精神の疾患により日常生活または社会生活上に制約があると認められた方が申請することにより、1級から3級までの精神障害者保健福祉手帳が三重県知事から交付され、それにより各種支援の利用ができます。

障がいのある人が取得することができる手帳



★手帳の交付には、初診日から6か月以上が経過していることが条件となっています。

お問合せ先：明和町健康あゆみ課
障がい福祉係
(0596) 63-5461

障がい福祉サービス等について

障がい児の福祉サービス(18歳未満)

お問合せ先：明和町健康あゆみ課
障がい福祉係
(0596) 63-5461

サービス名

訪問系

居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う

同行援護

重度の視覚障がいのある人が外出するとき、必要な報提供や介護を行う

行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う

重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う

日中活動系

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

障がい児通所系

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う

医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う

放課後等デイサービス

授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等で、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う

保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う

障がい児入所系

福祉型障害児入所施設

施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う

医療型障害児入所施設

施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う

相談支援系

計画相談支援

- 【サービス利用支援】
- ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成
 - ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行いサービス等利用計画を作成
- 【継続利用支援】
- ・サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）
 - ・事業所等と連絡調整、必要に応じ新たな支給決定等に係る申請の勧奨

障害児相談支援

- 【障害児利用援助】
- ・障害児通所支援の申請に係る支給決定の前に利用計画案を作成
 - ・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行いサービス等利用計画を作成
- 【継続障害児支援利用援助】※継続利用支援と同じ

子育てカレンダー

[illegible]